

令和2年10月14日

事業主様

千葉県医業健康保険組合

## マイナンバーカードの取得及びマイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続きの開始について(依頼)

平素より当組合における事業運営につきましては、ご理解並びにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和2年6月12日付「マイナンバーカードの健康保険証利用に向けたマイナンバーカード取得のお願い」にて、事業主様におかれましては、被保険者及び被扶養者の皆様のマイナンバーカード取得の促進にご協力をいただいているところでございます。

そして、このたびマイナポータルを通じてマイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続き（以下「初回登録」という。）の予約受付が、すでに令和2年8月7日より開始となっております。

つきましては、初回登録等に係る内閣府・総務省・厚生労働省作成のリーフレットを添付いたしますので、マイナンバーカードの取得と併せて改めてご周知くださいますようお願いいたします。

なお、マイナンバーカードの健康保険証としての利用については、令和3年3月から利用開始される予定となっており、現在、マイナンバーカードの交付は、申請から数か月を要しているため、早めのお申し込みを併せてご周知くださいますようお願いいたします。